

会 則

第1条 本会は「 」と称する。

第2条 本会は個々の技術の向上を図り
会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 本会は に対して興味のあるもの及び
活動意欲のあるものを会員とする。

第4条 この会に次の役員をおく。

会長 名

副会長 名

会計 名

第5条 本会の経費は会費をもって充てる。

会費は、 円 / 回 ・ 月 ・ 年 とする。

講師料は、 円 / 回 ・ 月 とする。

附則 この会則は、令和 年 月 日より施行する。